



令和元年 12 月 20 日

福岡市政記者の皆様

サザエさん通りを生かした  
まちづくり推進協議会  
会長 大杉 晋介

## サザエさん銅像制作に向けた寄附金を募集します ～長谷川町子さん生誕 100 周年記念事業～

令和 2 年 1 月は、『サザエさん』の原作者長谷川町子さんの生誕100 周年にあたります。

長谷川町子さんは、早良区百道の海岸を散歩しながら、サザエ、カツオ、ワカメ等の登場人物を考案されました。平成 24 年には、そのゆかりの地である福岡市早良区に、地域の方の念願であった『サザエさん通り』が誕生しました。その後も、地域、商店街、大学、行政が共創して、「サザエさん通り」を生かしたまちづくりを進めてきました。

この 100 周年を契機に、『サザエさん』の故郷である福岡市に、長谷川町子さんの足跡を残し、より一層、地域住民の方に愛され、来訪者の方に親しんでいただく『サザエさん通り』となることを願い、通りの中心である磯野広場にサザエ、カツオ、ワカメの銅像を設置するため、寄附金を募集いたします。

銅像の制作を契機に、子どもから高齢者まで、サザエさん一家のように生き生きと暮らし、学び、交流するまちづくりが進むことを心より願っております。

つきましては、本寄附金の募集について、市民の皆様にご広くお知らせいただきますよう、お力添えをお願いいたします。

### 記

- 1 目標額 900 万円
- 2 設置予定場所 磯野広場（よかトピア通り「西新通り」交差点付近）
- 3 納付方法 金融機関からの振込、または事務局への持参  
（振込手数料無料の振込用紙を事務局から送付いたします。※ゆうちょ銀行用）
- 4 その他 詳細は別紙のとおり  
※本寄附金は、国または地方公共団体に対する寄附金に該当するため、税法上の優遇措置を受けることができます。  
（「ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）」）
- 5 問い合わせ先 「サザエさん通り」を生かしたまちづくり推進協議会事務局（早良区役所総務部企画課） 中田、小林  
電話 092-833-4411（内線 145-430） FAX 092-846-2864



～銅像の原画～  
（単行本 34 巻表紙）



設置予定箇所  
（磯野広場）

早良区役所

脇山口

## 長谷川町子さん生誕 100 周年記念事業 寄附金募集要領

### 1 寄附金募集の概要

- ①募集期間 令和元年12月20日（金）～ 令和2年3月31日（火）[予定]
- ②目標額 900万円
- ③返礼品等 3000円以上ご寄附を頂いた方には、返礼品のポストカードを進呈します。  
さらに、1万円以上寄附いただいた個人の方、または10万円寄附いただいた法人・団体で、ご希望される方は、芳名版に氏名、法人等の名称を記載させていただきます。

### 2 サザエさん銅像の概要

長谷川町子さんが百道の浜を散歩しているときに発案された登場人物であるサザエ、カツオ、ワカメの三人の銅像を設置します。

- 設置場所 磯野広場（福岡市早良区西新6丁目10）
- サイズ サザエ（130cm）、カツオ（95cm）、ワカメ（80cm）
- ポーズ 右の図案をもとに銅像を作成します。



### 3 寄附の方法

(1)	振込用紙による募金 振込手数料無料		郵便局専用の振込用紙（振込手数料無料）をお送りしますので、事務局までご連絡ください。
(2)	口座振込 による募金 振込手数料の ご負担をお願い します。	郵便局から	ゆうちょ銀行 記号番号 01720-7-151359 口座 サザエさん通り推進協議会（サザエさんトリアイシンキョウカイ）
		郵便局以外の 金融機関から	ゆうちょ銀行 179（イチナナキュウ）支店 預金種別 当座預金 口座番号 0151359 口座名義 サザエさん通り推進協議会（サザエさんトリアイシンキョウカイ）
(3)	現金		早良区役所企画課（事務局）へご持参ください。

\*返礼品及び領収証送付等のために必要となりますので、寄附申込書に必要事項を記載のうえ、事務局までご送付をお願いします（FAX、E-mail可）。

### 4 募金の活用方法

お寄せいただいた募金は、募集活動に要した経費を差し引いた金額を、サザエさん銅像のための費用とし、完成後は銅像を福岡市に寄附いたします

サザエさん銅像設置費用相当額を上回る募金をお寄せいただいた場合は、「サザエさん通り」を生かしたまちづくりのため活用させていただきます

募金結果と用途につきましては、早良区役所ホームページなどで公表させていただきます。

### 5 その他

- ①募金のお申し込みでいただいた個人情報、「長谷川町子さん生誕 100 周年記念寄附金募集」に関する業務以外には使用いたしません
- ②当募金は、福岡国税局より所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当すると認められております。なお、寄附金控除または、損金算入を受けるためには、確定申告等の手続きが必要となります。
- ③当募金はふるさと納税制度の対象となりますが、今回は「ワンストップ納税制度」は利用できません。また、特産品等の返礼品の対象とはなりませんので、ご了承ください。